

自動運転タクシーについて(規制改革ニーズ)

令和6年4月11日
事務局

◎事務局における関係事業者からのヒアリングにおける主な指摘。デジタル時代の運行管理のあり方という面で、本日の議論と通底する側面があることを踏まえ、提出するもの。

<道路運送法関連>

- ・ 現行道路運送法上、タクシー事業者のみが、自動運転タクシーを使用して有償で乗客を運送する自動運転タクシーサービスを提供可能。しかしながら、メーカー等がタクシー事業を行うことは現実的ではないので、メーカー等は車両と遠隔監視システムをタクシー会社に提供し、タクシー会社から自動運転タクシーの運行管理業務を受託できないか。

→現行法上は、タクシー会社は運行管理を外部に委託することができない。

<道路交通法関連>

○自動運転車であることを示すサインージ表示義務の必要性の検討

○配車アプリ業者における国内旅行業務取扱管理者取得の必要性の検討